

愛産研 ニュース

愛産研ニュース
平成16年9月6日発行
No.30

編集・発行
愛知県産業技術研究所 企画連携部
〒448-0003 刈谷市一ツ木町西新割
TEL 0566(24)1841・FAX 0566(22)8033
URL <http://www.aichi-inst.jp/>
E-mail info@mb.aichi-inst.jp

9
月号
2004

今月の内容

保健機能食品

電気化学的手法を用いた微生物の基質酸化活性測定法の開発
増粘多糖類

保健機能食品

平成13年4月1日に「保健機能食品」の制度が創設されました。保健機能食品とは、平成3年度から制度化されている「特定保健用食品」と、新しく制度化された「栄養機能食品」をあわせた名称のことです。特定保健用食品も栄養機能食品も、保健の効果や栄養機能等を表示することができます。

「栄養機能食品」とは、さまざまな理由で一日に必要な栄養成分を摂取できない人が、その補給・補完のために利用することを目的としています。これらは個別に厚生労働省の許可を受けた食品ではなく、特定の栄養成分が国が定めた規格基準に合っていれば、メーカーがそれぞれの責任において国が定めた栄養成分に関する機能を表示することができる、というものです（規格基準型）。あくまでも規格基準に適合した成分に関してのみ有効であることを認識する必要があります。

「特定保健用食品」は身体の生理学的機能等に影響を与える保健機能成分を含んでおり、例えば血圧やおなかの調子など体調が気になる人が、健康の維持増進や特定の保健の用途のために利用する食品です。保健の用途とは、(1)容易に測定可能な体調の指標の維持に適する又は改善に役立つ、(2)身体の生理機能、組織機能の良好な維持に適する又は改善に役立つ、(3)身体の状態を本人が自覚でき、一時的であった継続的、慢性的でない体調の改善に役立つことです。保健の効果を表示する場合には、国において個別に生理的機能や特定の保健機能を示す有効性や安全性等に関する科学的根拠に関する審査を受け、許可を受けることが必要です（個別許可型）。許可されたものには、厚生労働大臣の許可証票がつけられています。

現在、栄養機能食品として栄養成分の機能を表示できる食品は、ミネラル類5種類とビタミン類12種類のいずれかについて、栄養機能食品の規格基準に適合したものです。又、おなかの調子を整えたい人、カルシウム不足の人、コレステロールが高めの人、血圧が高めの人、貧血が気になる人、虫歯が気になる人、及び血糖値が気になる人に対応する食品として、特定保健用食品の表示を承認されている商品は422商品です(平成16年6月30日現在)。

高齢化社会の中、食生活で病気を予防し、健康で元気な老人として生きるために、こうした保健機能食品を有効に利用するとともに、基本的には医食同源の原点に帰って、食事を楽しみながら多数の食品を食べましょう。機能性食品とはいいませんが、機能性のない食品は実際にはありません。

